



公益社団法人日本金属学会 事業に係るミスコンダクトに対する処分及び措置規程

(目的)

第1条 この法人が行う公益目的事業においてミスコンダクトが生じ、処分又は措置が必要となった場合に、公正かつ適切に対応するために、理事会の決議により、この規程を定める。

(ミスコンダクトの定義)

第2条 この規程におけるミスコンダクトの定義は、この法人の事業に係るミスコンダクト対応規程に定める。

(処分及び措置の対象となるミスコンダクト)

第3条 処分及び措置の対象となる事業に係るミスコンダクトは次の各号による。

- (1) この法人が行う刊行事業に係るミスコンダクト
- (2) この法人が行う講演会・講習会事業に係るミスコンダクト
- (3) この法人が行う調査・研究事業に係るミスコンダクト
- (4) この法人が行う表彰・奨励事業に係るミスコンダクト
- (5) その他理事会で決議した事業に係るミスコンダクト

2 処分及び措置の対象となるミスコンダクトの種類は、この法人の事業に係るミスコンダクト対応規程に定める不正行為及び不適切行為である。

3 前各項のミスコンダクトの形態等は、この法人の理事会が決議した当該事業に係るミスコンダクト対応規程及びそれに基づく当該事業の当該委員会が決議した規則若しくは内規に定める。

(処分を決議する機関)

第4条 処分の決議は、この法人の法定の機関が行い、次の各号による。

- (1) 法令及び定款で社員総会の決議を要すると定められた除名及び解任の処分は、社員総会の決議による。
- (2) 法令及び定款で理事会の決議を要すると定められた解職及び解任の処分並びに一定期間の資格停止の処分は、理事会の決議による。

2 前項の法令に定める機関による処分の決議に先立ち、当該事業の当該委員会が定める規則若しくは内規に基づいて、当該事業の当該委員会による決議を経ることを要することができる。

(措置を決議する機関)

第5条 措置の決議は、この法人の当該事業の当該委員会が行う。

(ミスコンダクトの種類、形態及び程度等による処分及び措置)

第6条 ミスコンダクトの種類、形態及び程度等による処分及び措置は次の各号による。

- (1) 不正行為の処分は、当該機関の決議により、次の各号のいずれか又は複数の処分をする。
 - アこの法人の事業の参加等の一定期間の停止
 - イこの法人の役員の委任及び委員等の委嘱等の一定期間の停止

ウ解職

エ解任

オ除名

カ不正行為の会告又は公告

キ当該論文又は記事等の撤回

(2) 不適切行為の措置は、当該委員会の決議により、次の各号のいずれか又は複数の措置を
する。

アこの法人の事業への参加の一定期間の停止

イ事業に係る公表媒体による措置の公表

ウ文書による厳重注意措置

エ文書による注意措置

オ経過観察又は措置の執行猶予措置

カ不措置（註：行為の不適切度等及び当該者の特別な事情等を総合的に判断して措置をす
ることが適当でなく措置しないことを決議した措置）

キその他当該委員会の決議による措置

(3) 不正行為の処分及び不適切行為の措置は、特別の事情により判断条件が整うまでその判断
を留保することができる。

（処分又は措置の手続きの開始）

第7条 事業に係るミスコンダクト対応規程に基づいてミスコンダクトであると判断した場合は、
この規程に基づいて処分又は措置の手続きを開始する。

（処分前又は措置前における説明及び弁明の機会の確保）

第8条 前条において、処分又は措置を執行する場合には、当該者に事前に説明及び弁明の機会
を与えなければならない。

（処分又は措置の手続き）

第9条 処分又は措置の手続きに必要な事項は、別に定めることができる。

（処分又は措置の結果の通知及び公開）

第10条 処分又は措置の結果は、当該者に通知し、又は通知に代えてこの法人の会報若しくはホ
ームページ等に公開する。

（守秘義務及びプライバシー保護義務）

第11条 ミスコンダクトに対する処分及び措置に係った者は、守秘義務を有し、プライバシー
保護義務を有する。

2 処分及び措置が完了して公開された情報については、公開された内容に限定して守秘義務及
びプライバシー保護義務は解除される。処分又は措置が完了しても公開されない情報につ
いては、守秘義務及びプライバシー保護義務は解除されない。

(機関の関与)

第 12 条 この規程に疑義が生じた場合は、その処分又は措置を決議する責務を負ったこの法人の当該機関で協議する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 平成 27 年 2 月 3 日 一部改訂